

平成 2 5 年度
海 事 局 関 係
税 制 改 正 要 望 概 要

平成 2 4 年 9 月
国土交通省海事局

平成25年度 海事局関係税制改正要望主要事項

項 目	税 目		頁
1. トン数標準税制の拡充の具体化	法人税等	} 外航海運	1
2. 船舶に係る特別償却制度の延長	法人税等	} 外航海運 内航海運	2

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置 (トン数標準税制)の拡充(法人税・法人住民税・法人事業税)

背景・目的

【経済安全保障の確立】

○ 東日本大震災や原発事故を契機として、日本商船隊による安定輸送・経済安全保障の確立の必要性が明確になったところ(例:外国船社による日本寄港の忌避・外国政府による一定海域の避難勧告等)。

➡ ①日本船舶増加のペースアップと②日本の外航海運事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶(準日本船舶)の確保を図ることによる経済安全保障の早急な確立が必要。

【国際競争力の強化】

○ 諸外国においては、自国船舶に加え外国船舶もトン数標準税制の適用対象としている一方、我が国の現行トン数標準税制の適用範囲は日本船舶に限定されている。

➡ トン数標準税制の拡充により、厳しい国際競争を強いられている日本商船隊の競争力確保に寄与。

平成24年度税制改正大綱

対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例(トン数標準税制)については、更なる経済安全保障確保の観点から、日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成25年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国外航海運事業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充します。(注)上記の改正は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度について適用します。

拡充要望の内容

政策の達成目標

現行対象船舶

日本の外航船社が運航する日本船舶

+

拡充対象船舶

日本の外航船社の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶(準日本船舶)

○ 我が国商船隊における外航日本船舶数を概ね450隻とすることを目標とし、5年間(平成25年度から平成29年度まで)で概ね265隻とすることを目標とする。

拡充対象隻数

各年度の対象隻数は、外航日本船舶の各年度増加隻数の3倍の準日本船舶隻数とする(ただし、各年度の適用隻数は、外航日本船舶を含め450隻を上限とする)

みなし利益

準日本船舶のみなし利益水準は、外航日本船舶の1.5倍とする

船舶の特別償却制度の延長(所得税・法人税)

施策の背景

- 環境負荷低減に関する社会的要請に対応するため、船舶の特別償却制度による環境負荷低減船舶への誘導が必要。
- 外航海運については、厳しい国際競争に晒されている中で、代替建造を促進し、我が国商船隊を競争力ある形で安定的に維持・整備していくことが必要。
- 内航海運については、国内貨物輸送の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担っており、環境低負荷船への代替を促進していくことによって、モーダルシフトの受け皿としての役割をさらに拡大することが必要。
- このため、次のとおり、船舶の特別償却制度による環境負荷低減船舶への誘導を図ってきているところ。
(外航)日本籍船:18/100、外国籍船:16/100
(内航)高度環境低負荷船(CO2排出削減量約16%) 18/100、環境低負荷船(CO2排出削減量約12%):16/100

政策の目標

- CO2, NOxの削減。
- 外航海運については、我が国商船隊の輸送比率(概ね10%)の維持。(平成28年度まで)
- 内航海運については、年間建造隻数に占める環境低負荷船等の隻数割合35%以上。(平成32年度末時点)

要望の概要

2年間の延長を要望。
(外航船舶については、CO2排出量について改正海洋汚染防止法で定める排出基準を一定の率、上回るよう要件を強化)

特償の効果

- 環境低負荷船の導入促進により、CO2排出抑制対策に貢献する。
- 船舶建造時のキャッシュフローの確保が可能となり、船主の経営体質の強化が図られる。
- 船舶投資が促進され、我が国造船業及び船用工業への生産波及効果が図られる。

適用実績

